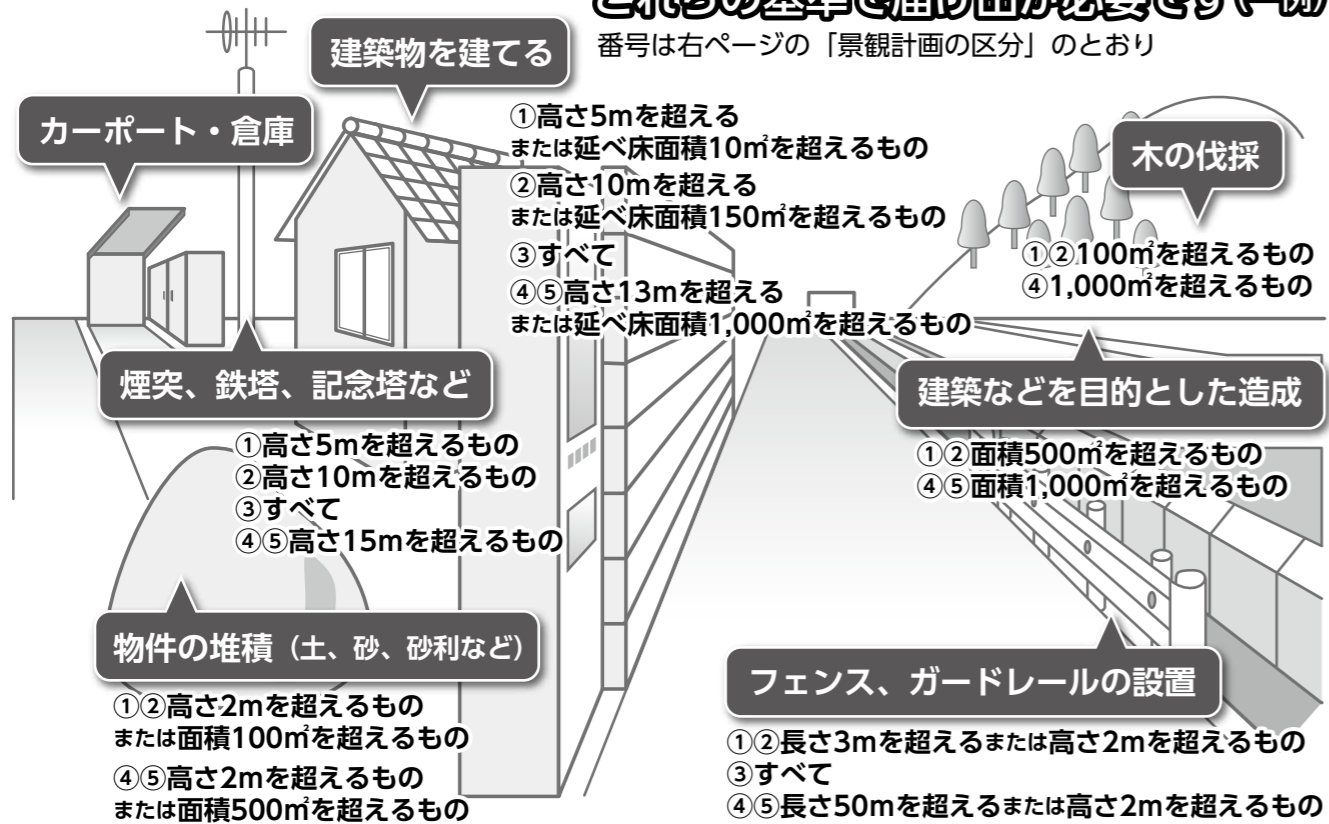


### これらの基準で届け出が必要です(一例)

番号は右ページの「景観計画の区分」のとおり



- 家や倉庫などの建築
- カーポート(車庫)の設置
- コンテナの設置
- 屋外給湯器の設置(③の地区)
- 自動販売機の設置(①②の地区)
- フェンスや柵の設置
- 屋根に載せない太陽光発電
- ① 高さ5mを超えるか延べ床面積100㎡を超えるもの
- ② 高さ10mを超えるか延べ床面積500㎡を超えるもの
- ③ すべて
- ④⑤ 高さ15mを超えるか延べ床面積1000㎡を超えるもの

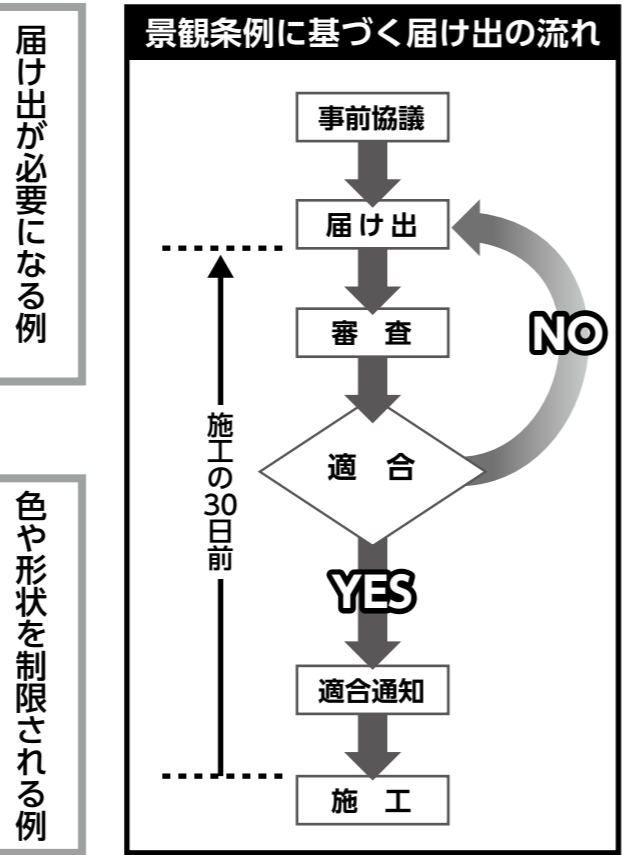
**届け出が必要になる例**

①②③の区域では、建物の屋根や壁を赤や明るい青に塗ることができません。塗り替えの場合を含みます。

また、この区域では、屋根の形状は山形に限り、片流れや平らにすることはできません。

◆ 景観を守り、作っていくために、基準を守り、必要な届け出の提出をお願いします。詳しくはお問い合わせいただくか、市公式ホームページをご覧ください。

**問い合わせ** 市都市管理課 ☎ 2・5036



**色や形状を制限される例**

①②③の区域では、建物の屋根や壁を赤や明るい青に塗ることができません。塗り替えの場合を含みます。

また、この区域では、屋根の形状は山形に限り、片流れや平らにすることはできません。

え？カーポートも倉庫も塗り替えも届け出対象？

みんなで作ろう、福津の景観

みなんで守ろう、みんなで作ろう。

観光などで知らない土地に出かけると、街並みがそろうって「きれいだな」と感じたことはありませんか。

福津市にも、青い海や白い砂浜、緑豊かな山々、そして歴史ある古風な街並みや新しい住宅地など、さまざまな景観があります。

福津らしい景観を守り、次世代に引き継ぐため「景観条例」や「景観計画」があります。景観計画では、市全域が対象になっていて、地域の特性などを考慮して、下図のとおり5つの区域に分けています。

皆さんの家や倉庫、カーポートやフェンスなど、個人の敷地の建造物も景観となります。このため、建造物を建てたり塗り替えたりするときは、基準に適合している必要があります。事前に市へ届け出をしなければならぬ基準の一部を左のページに示します。

